

事務連絡
令和3年6月21日

介護保険事業所開設者様

長野市長 加藤久雄
(保健福祉部高齢者活躍支援課)

令和2年度介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の
実績報告について（通知）

日頃から、介護保険事業に御尽力いただき、感謝申し上げます。

標記については、厚生労働省から発出された「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月16日付け老発0316第4号）により、各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに提出することとされています。

つきましては、令和2年度に介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算を算定した事業者は、下記により実績報告書を提出してください。

なお、別紙様式3-2「介護職員処遇改善実績報告書・介護職員等特定処遇改善実績報告書（施設・事業所別個表）」の事業所名については、昨年度ご提出いただいている令和2年度の計画書の別紙様式2-2に記載した事業所と一致させてください。

記

1 提出書類

- ・別紙様式1-2

「確認票」

- ・別紙様式3-1

「介護職員処遇改善実績報告書・介護職員等特定処遇改善実績報告書（令和2年度）」

- ・別紙様式3-2

「介護職員処遇改善実績報告書・介護職員等特定処遇改善実績報告書（施設・事業所別個表）」

2 提出書類掲載場所

次の長野市公式ホームページ上に、提出書類様式等を掲載しています。

○長野市ホームページ

「トップページ」→「組織でさがす」→「保健福祉部高齢者活躍支援課」→「介護保険事業者の皆様へ」→「処遇改善加算について」→「令和2年度介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の実績報告について」

3 提出部数 1部

4 提出期限 令和3年8月2日（月）必着

5 提出先 〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地 長野市役所 第2庁舎1階
保健福祉部高齢者活躍支援課に提出してください（郵送による提出も可能）。

6 留意事項

- ・ 介護職員処遇改善実績報告書と介護職員等特定処遇改善実績報告書が一本化されました。
- ・ 複数事業所を一括して申請する際の指定権者別・都道府県別一覧表は不要となりました。
- ・ 「賃金改善所要額」の比較対象となる年度は、「初めて加算を取得する（した）前年度」ではなく「（申請の）前年度」となりました。
- ・ 特定加算の平均賃金改善額について、計算方法が変更されました。（下図参照）

| | 従来 | 見直し案 |
|----|---|---|
| 計画 | $\frac{\text{加算の算定により賃金改善を行った実際の賃金総額}}{\text{初めて加算を取得する(した)月の前年度の賃金総額}}$ <p style="text-align: center;">グループ別の人数</p> | $\frac{\text{加算見込額}}{\text{前年度のグループ別の1月あたり常勤換算職員}}$ <p style="text-align: center;">× 事業所が定める配分比率</p> |
| 実績 | $\frac{\text{加算の算定により賃金改善を行った実際の賃金総額}}{\text{初めて加算を取得する(した)月の前年度の賃金総額}}$ <p style="text-align: center;">グループ別の人数</p> | $\frac{\text{当該年度(4~3月)のグループ別の賃金総額}}{\text{前年度(前年1~12月)のグループ別の賃金総額}}$ <p style="text-align: center;">当該年度(4~3月)の 前年度(前年1~12月)の</p> |

- ・ 提出が必須となる「(別紙様式3-1)」、「(別紙様式3-2)」については、1つのエクセルファイルにタブ区切りでまとめています。
- ・ 令和2年度の介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書等の内容について、変更の必要がある場合、変更届出書の提出が必要となります。

7 その他

- ・ 長野県国民健康保険団体連合会が毎月送付する「介護職員処遇改善加算総額のお知らせ」により、各事業所・施設の加算受給額（利用者負担を含む。）を確認できます。また、お知らせに記載されている〇月審査分については、〇月の前月請求に係るものとなっています。（例：4月審査分 → 3月請求分を4月に審査したという意味です。）
- ・ 請求漏れ、エラー等の理由により、賃金改善実施期間の終期までに支払うことができなかった場合、翌年度の実績報告の加算受給額に含めてください。

長野市保健福祉部高齢者活躍支援課
介護施設担当
TEL : 026-224-5094 FAX : 026-224-5126
E-mail : kourei@city.nagano.lg.jp

認知症介護基礎研修について

1 令和3年度介護報酬改定について（認知症介護基礎研修に関わる部分）

（1）対象サービス

全サービス

（無資格者がいない訪問系サービス（訪問入浴介護を除く）、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く。）

（2）内容（「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 3）」も併せてご確認ください。）

認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者（※）について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づける。

※医療・福祉関係の資格を有さない者

看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等の資格を有さない者

（3）経過措置期間

3年の経過措置期間があるため、令和5年度末までに措置を講じなければならない。

なお、経過措置期間終了後（令和6年度以降）の新入職員の受講は1年の猶予期間がある。

2 長野県における令和3年度の認知症介護基礎研修実施予定

（1）実施方法

集合研修、eラーニングの2つの方法により研修を実施します。

どちらの研修を受講しても、同じ効力をもつ修了証書を発行します。

また、どちらかの研修を受講すればよく、両方の研修を受講する必要はありません。

（2）集合研修

①カリキュラム

| 科目 | 時間数 |
|----------------|--------|
| 認知症の人の理解と対応の基本 | 講義：3時間 |
| 認知症ケアの実践上の留意点 | 演習：3時間 |

②研修受講料

2,000円（資料代を含みます。標準テキストは購入希望者のみ別途1,100円徴収します。）

③日程

| | 日時 | 会場 | 申込期間 | 定員 |
|-----|-------------------------|----------------|---------------------------|------|
| 第1回 | 令和3年7月5日(月) 9時～17時 | 千曲市総合観光 会館 | 受付は終了しました。 | 100名 |
| 第2回 | 令和3年11月12日(金) 9時～17時 | 塩尻総合文化 センター | 令和3年9月13日(月) ～9月22日(水) | 100名 |

④申込先

| | |
|------------|---|
| 実施団体名 | 一般社団法人全国認知症介護指導者ネットワーク(令和3年度受託団体) |
| 研修情報掲載 URL | https://zenkoku-ninchishou.net/nagano/ |
| 住所 | 〒386-0018 上田市常田 3-4-14 |
| 電話 | 0268-71-6755 |
| FAX | 0268-71-6756 |

※研修の開催要項、申込書はホームページよりご確認ください。

(3) ●eラーニング

①カリキュラム

| 科目 | 時間数 |
|----------------|-----------------------|
| 認知症の人の理解と対応の基本 | 自学習(eラーニング) 150分程度 |

※当研修のeラーニングは、専用サイトに接続し、動画等を見ながら自学習を行うものです。
研修日時の指定はなく、好きな時間に受講できます。

②対象者

介護保険サービスの指定を受けた施設・事業所に所属する職員

③受講料

3,000円(eラーニング教材費を含みます。)

④必要な環境

インターネットに接続可能なパソコン

(WEB会議システム(ZOOM等)を利用した同時双方向のオンライン研修ではないため、WEBカメラ、マイク等は必要ありません。)

⑤研修開始時期

令和3年度中に研修を実施していただけるよう準備を進めているところです。

研修環境が整い次第、申込方法等を改めてご案内します。

厚生労働省老健局発出

「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.3)」(令和3年3月26日)より抜粋

○認知症介護基礎研修の義務づけについて

問3 養成施設及び福祉系高校で認知症に係る科目を受講したが介護福祉士資格は有していない者は、義務づけの対象外とすることが可能か。

(答)

養成施設については卒業証明書及び履修科目証明書により、事業所及び自治体が認知症に係る科目を受講していることが確認できることを条件として対象外とする。なお、福祉系高校の卒業生については、認知症に係る教育内容が必修となっているため、卒業証明書により単に卒業が証明できれば対象外として差し支えない。

問4 認知症介護実践者研修の修了者については、義務づけの対象外とすることが可能か。

(答)

認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者研修等の認知症の介護等に係る研修を修了した者については、義務づけの対象外として差し支えない。

問5 認知症サポーター等養成講座の修了者については、義務づけの対象外とすることが可能か。

(答)

認知症サポーター等養成講座は、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者を養成するものであるが、一方で、認知症介護基礎研修は認知症介護に携わる者が認知症の人や家族の視点を重視しながら、本人主体の介護を実施する上での、基礎的な知識・技術及び理念を身につけるための研修であり、その目的・内容が異なるため、認知症サポーター等養成講座修了者は、義務づけの対象外とはならない。

問6 人員配置基準上、従業者の員数として算定される従業者以外の者や、直接介護に携わる可能性がない者についても、義務づけの対象となるのか。

(答)

人員配置基準上、従業者の員数として算定される従業者以外の者や、直接介護に携わる可能性がない者については、義務づけの対象外である。一方で、義務づけの趣旨を踏まえ、認知症介護に携わる者が認知症の人や家族の視点を重視しながら、本人主体の介護を実施するためには、人員配置基準上、従業者の員数として算定される従業者以外の者や、直接介護に携わらない者であっても、当該研修を受講することを妨げるものではなく、各施設において積極的に判断いただきたい。

○外国人介護職員への認知症介護基礎研修の義務付けについて

問7 外国人介護職員についても、受講が義務づけられるのか。

(答)

EPA介護福祉士、在留資格「介護」等の医療・福祉関係の有資格者を除き、従業員の員数として算定される従業者であって直接介護に携わる可能性がある者については、在留資格にかかわらず、義務づけの対象となる。

問8 外国人技能実習生が認知症介護基礎研修を受講する場合、技能実習計画には記載する必要があるのか。

(答)

認知症介護基礎研修は、法令等に基づき受講が義務づけられるものであることから、技能実習制度運用要領第4章第2節第3(2)を踏まえ、技能実習計画への記載は不要である(令和6年3月までの間、努力義務として行う場合も同様。)。なお、受講に係る給与や時間管理が通常の技能実習と同様に行われることや、研修の受講状況について、技能実習指導員が適切に管理することが必要である。

問9 事業所が外国人技能実習生に認知症介護基礎研修を受講させる場合、入国後講習中や新型コロナウイルス感染症対策のための入国後14日間の自宅待機期間中に受講させてもよいか。

(答)

- ・ 入国後講習中の外国人技能実習生については、入国後講習の期間中は業務に従事させないこととされていることから、認知症介護基礎研修を受講させることはできない。一方、新型コロナウイルス感染症対策のための入国後14日間の自宅待機期間中であって入国後講習中ではない外国人技能実習生については、受入企業との間に雇用関係がある場合に限り、認知症介護基礎研修(オンラインで実施されるものに限る。)を受講させることができる。
- ・ なお、実際の研修受講にあたっての取扱い等(※)については、実施主体である都道府県等により異なる場合があることにご留意いただきたい。

(※) 研修の受講方法(eラーニング、Zoom等による双方向型のオンライン研修、集合研修)、料金(補助の有無等)、受講枠など

問10 外国人介護職員が研修内容を理解して受講できるように、多言語化された研修教外国人介護職員が研修内容を理解して受講できるように、多言語化された研修教材は提供されるのか。

(答)

令和3年度中に、日本語能力試験のN4レベルを基準としたeラーニング教材の作成を行うとともに、介護分野の在留資格「特定技能」に係る試験を実施している言語(フィリピン、インドネシア、モンゴル、ネパール、カンボジア、ベトナム、中国、タイ、ミャンマーの言語)を基本として外国人介護職員向けのeラーニング補助教材を作成することを予定している。

長野市消費者被害防止見守りネットワーク情報

コロナ禍で高額収入を得られることを強調する 広告や宣伝に要注意！

簡単に高額収入を得られる
広告などを信じ、多額の金額
を支払ってしまったが、
実際には稼ぐことができない
「情報商材」に要注意。

情報商材とは、副業などで高額収入を得るための
ノウハウ等と称して、インターネット等で販売さ
れている情報。悪質商法に注意してください。

- ◆ 近所の高齢者の方に「声かけ」、「見守り」を日頃から行い、消費者被害は未然に防止する・被害に気づいていない人に、気づかせる機会を設けてください。
- ワクチン接種に関わる「代行詐欺疑い」が2件発生。「カモリスト」に登録されないよう、相手に個人情報伝えない。

～不安を感じたら迷わず電話～

- ◆ 長野市消費生活センター 224-5777
(消費者ホットライン 188)
- ◆ 長野中央警察署 244-0110
- ◆ 長野南警察署 292-0110
(警察相談専用電話 #9110)

【発行元】長野市地域・市民生活部
市民窓口課 消費生活センター
〒380-0835 長野市大字南長野新田町 1485-1
長野市もんぜんぶら座 4階

介護予防教室・介護者教室・介護者のつどいのご案内 (2021年7月)

| 月 | 日 | 曜日 | 時間帯 | 開始時間 | 終了時間 | 講座テーマ | 主な内容 | 形態 | 実施会場の地区名 | 会場名 | 対象 | 参加費 | 定員 | 事前申し込み | 申込開始日 | 担当 | 問合せ先電話番号 |
|---|----|----|-----|-------|--------|--|------|----|----------|----------------|--------------|-----|-----|--------|-----------------|------------------------|----------|
| 7 | 1 | 木 | 午後 | 1時30分 | 3時 | 介護予防教室 『イスに座って出来る 簡単な介護予防運動 3回目』 | 運動 | 教室 | 古牧 | 古牧公民館 | 市内在住の65歳以上の方 | 無料 | 30人 | 要 | 締め切り済み (応相談) | 地域包括支援センター ニチイケア高田 | 269-0666 |
| 7 | 8 | 木 | 午前 | 10時 | 11時 | 介護予防教室 『正しい有酸素運動とは?』 | 運動 | 教室 | 更北 | 更北公民館 第4学習室 | 市内在住の65歳以上の方 | 無料 | なし | 要 | 5月10日 | 在宅介護支援センター インターコート藤 | 284-6215 |
| 7 | 14 | 水 | 午後 | 1時30分 | 3時 | 介護予防教室 『福祉用具で転倒予防』 | 介護 | 講座 | 芹田 | 芹田公民館 | 市内在住の65歳以上の方 | 無料 | 30人 | 要 | 6月1日 | 地域包括支援センター 芹田 | 217-5650 |
| 7 | 15 | 木 | 午後 | 1時30分 | 3時 | 介護予防教室 『イスに座って出来る 簡単な介護予防運動 4回目』 | 運動 | 教室 | 古牧 | 古牧公民館 | 市内在住の65歳以上の方 | 無料 | 30人 | 要 | 締め切り済み (応相談) | 地域包括支援センター ニチイケア高田 | 269-0666 |
| 7 | 15 | 木 | 午後 | 1時30分 | 3時 | 介護予防教室 『認知症の基本的知識』 | 健康 | 講座 | 篠ノ井 | 篠ノ井交流センター | 市内在住の65歳以上の方 | 無料 | 15人 | 要 | | 地域包括支援センター 篠ノ井総合病院 | 261-1062 |
| 7 | 22 | 木 | 午前 | 10時 | 11時 | 介護予防教室 『災害についての備え』 ～肩こり改善ストレッチ～ | 生活 | 講座 | 更北 | 更北公民館 第4学習室 | 市内在住の65歳以上の方 | 無料 | なし | 要 | 5月10日 | 在宅介護支援センター インターコート藤 | 284-6215 |
| 7 | 28 | 水 | 午前 | 10時 | 11時30分 | 介護予防教室 『音楽を全身で楽しもう♪』 ～音楽療法～ | 健康 | 教室 | 川中島 | 川中島町 公民館 | 市内在住の65歳以上の方 | 無料 | 20人 | 要 | | 地域包括支援センター 星のさと | 261-1588 |